

きるような情報の記載をすること

が重要と考えられる。そこで、当該観点を踏まえて、連結財務諸表上の重要な会計上の見積りに関する注記において、「固定資産の減損」を記載した会社91社および「投融資評価」を記載した会社18社について、①重要な会計上の見積りに関する注記における項目の特定状況と、②KAMの記載における項目の特定状況の関係について分析を行った

(前頁図表16、図表17参照)。

「固定資産の評価」および「投融資評価」のいずれにおいても、重要な会計上の見積りに関する注記の記載で「項目を特定している」場合には、KAMの対象としていない場合を除き、KAMの記載はすべて「項目を特定している」状況であり、双方の記載内容に強い関連性があることが読み取れた。

また、重要な会計上の見積りに

関する注記の記載で「項目を特定していない」場合には、「KAMに記載なし」のケースが多かった。これ

は、重要な会計上の見積りに関する注記の記載が「項目を特定していない」場合には、一般的な見積り内容に留まることから、監査人としても重要性はないものとして、KAMに記載していないものと考えられる。

げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

前記の注記事項は、見積り開示会計基準6項および7項(1)、(2)に対応する内容となっている。

なお、③の事項については、会計

規は、有報を提出する会社のみを対象としているものではないことや、有報に加え、会社法上の計算書類においても当該事項の注記を求められることによる実務上の負担等を考慮し、各株式会社の実情において必要な限度での開示を可能とするため、財務諸表等規則で定められている記載事項と比べて、概括的な規定とされている。したがって、見積り開示会計基準8項において具体的に例示された事項(当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法や算出に用いた主要な仮定、翌年度の財務諸表に与える影響)であっても、各株式会社の実情を踏まえ、計算書類においては当該事項の注記を要しないと合理的に判断される場合には、計算書類において当該事項について注記しないことも許容されると考えられるとされている(『会社計算規則の一部を改正する省令案』に関する意見募集の結果について「第3、7」)。

第5章

有報と記載のレベル感は変わらない? (連結)計算書類の注記との 比較分析

解説

見積り開示会計基準の公表を受けて、(連結)計算書類上でも重要な会計上の見積りに関する注記の追加などの対応を図るため、2020年8月に令和2年法務省令45号「会社計算規則の一部を改正する省令」が公

布され、会社計算規則(以下、「会計規」という)が改正されている。

改正の結果、(連結)計算書類においても、重要な会計上の見積りに関する注記として、次に掲げる事項の注記が求められることとなった(会計規98①四の二、102の3の二)。

① 会計上の見積りにより当該事業

年度に係る計算書類または連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類または連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

② 当該事業年度に係る計算書類または連結計算書類の①に掲げる項目に計上した額

③ ②に掲げるもののほか、①に掲